

極度方式基本契約事前説明書

—貸主—

ライオンズリース株式会社

名古屋市中村区名駅5丁目23-3
 登録番号 愛知県知事(12)第00595号
 加盟団体 日本貸金業協会会員第002672号

《契約条項及び説明》

第1条 (契約内容の表示)

各利用限度額共通の契約内容

①返済方式	残高スライドリボルビング方式	②約定支払日	毎月1回 お客様の希望される日で設定します。
③返済方法・返済場所	(1) 当社の店頭窓口にて返済 (2) 当社への郵送にて返済 (3) 当社名義の金融機関口座に振込にて返済		
④賠償額の予定	期限後、又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率20.0%の遅延損害金を支払います。		

各利用限度額の契約内容

⑤利用限度額／契約極度額	5万円／9万円	⑥貸付けの利率	年率 20.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	20ヶ月(20回)
⑨返済金額の合計額(注1)	59,057円		

⑤利用限度額／契約極度額	6万円／9万円	⑥貸付けの利率	年率 20.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	25ヶ月(25回)
⑨返済金額の合計額(注1)	73,582円		

⑤利用限度額／契約極度額	7万円／9万円	⑥貸付けの利率	年率 20.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	21ヶ月(21回)
⑨返済金額の合計額(注1)	83,442円		

⑤利用限度額／契約極度額	8万円／9万円	⑥貸付けの利率	年率 20.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	25ヶ月(25回)
⑨返済金額の合計額(注1)	98,112円		

⑤利用限度額／契約極度額	9万円／9万円	⑥貸付けの利率	年率 20.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	22ヶ月(22回)
⑨返済金額の合計額(注1)	107,892円		

⑤利用限度額／契約極度額	10万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	119,772円		

⑤利用限度額／契約極度額	11万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	22ヶ月(22回)
⑨返済金額の合計額(注1)	129,592円		

⑤利用限度額／契約極度額	12万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	143,729円		

⑤利用限度額／契約極度額	13万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	22ヶ月(22回)
⑨返済金額の合計額(注1)	153,511円		

⑤利用限度額／契約極度額	14万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	167,682円		

⑤利用限度額／契約極度額	15万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	23ヶ月(23回)
⑨返済金額の合計額(注1)	177,443円		

⑤利用限度額／契約極度額	16万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	191,638円		

⑤利用限度額／契約極度額	17万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	23ヶ月(23回)
⑨返済金額の合計額(注1)	201,389円		

⑤利用限度額／契約極度額	18万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	215,597円		

⑤利用限度額／契約極度額	36万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	431,205円		

⑤利用限度額／契約極度額	37万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	440,866円		

⑤利用限度額／契約極度額	38万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	455,162円		

⑤利用限度額／契約極度額	39万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	464,820円		

⑤利用限度額／契約極度額	40万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	479,118円		

⑤利用限度額／契約極度額	41万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	488,778円		

⑤利用限度額／契約極度額	42万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	503,073円		

⑤利用限度額／契約極度額	43万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	512,735円		

⑤利用限度額／契約極度額	44万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	527,029円		

⑤利用限度額／契約極度額	45万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	536,690円		

⑤利用限度額／契約極度額	46万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	550,987円		

⑤利用限度額／契約極度額	47万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	560,647円		

⑤利用限度額／契約極度額	48万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	574,946円		

⑤利用限度額／契約極度額	49万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	584,606円		

⑤利用限度額／契約極度額	50万円／50万円	⑥貸付けの利率	年率 18.0%(実質年率)
⑦各回の返済金額の設定の方式	最終借入時の融資残高の5%以上(千円単位)	⑧返済期間・返済回数(注1)	2年(24回)
⑨返済金額の合計額(注1)	598,900円		

(注1) 返済期間、返済回数及び返済金額の合計額は利用限度額を借入され、以降、毎月約定支払額をご返済されたと仮定し算出しています。利用限度額を下回る金額の貸付けを受ける場合や、その後の追加貸付けを受ける場合、約定返済額以上の返済が生じた場合等は常に変動します。

第2条 (借主が負担する元本・利息以外の金銭)

借主が貸付けに係る契約に関し当社に負担すべき元本・利息・損害金以外の金銭は、次の通りです。

・収入印紙代

第3条 (返済期日前の返済)

返済期日前であっても元本の一部又は全部を支払うことができます。この場合、返済をする当日までの利息をあわせて支払うものとします。

第4条 (利息の計算方法)

貸付けに係る契約に関し支払われるべき利息は後払い残債方式により、本事前書面記載の利率によって次のように計算します。(円未満は切捨て)。残元金×年率÷365(366)×日数(日数計算は貸付日の翌日から返済をする当日までとします。)

第5条 (充当順位)

貸付けに係る契約に基づく弁済金が損害金・利息・元金の順に充当される事とします。

第6条（届出事項）

1. 借主又は連帯保証人（以下、借主等といいます。）が住所や勤務先を変更し、又は休・退職若しくは解雇されたり、転・廃業したときは、直ちに当社に届出をしていただく事とします。
2. 前項の届出を怠ったため、当社からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 借主等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約していただく事とします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主等は自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約していただく事とします。

第8条（期限の利益の喪失）

1. この契約成立後、借主等について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知催告がなくとも、当社に対する一切の債務について当然に弁済期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済していただく事とします。
 - (1) 第1条に基づく元本と利息との双方又はそのいずれか一方の支払を1回でも怠ったとき。
 - (2) 申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は支払の停止をしたとき。
 - (4) 第6条第1項の届出を怠るなど、借主等の責めに帰すべき事由によって、当社に借主等の所在が不明となったとき。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立てがあったとき。
2. 借主等が、暴力団員等若しくは第7条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただく事とします。
3. 前項の規定の適用により、借主等に損害が生じた場合にも、当社は何ら責任を負いません。また、当社に損害が生じたときは借主等がその責任を負うものとします。

第9条（借主の借入金返済能力に関する情報の信用情報機関への登録及びその内容）

当社は、借主の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するものとし、その内容等は以下のとおりです。

1. 個人情報の信用情報機関への提供
当社は、借主及び保証人に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、当社が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）に提供します。
2. 個人情報の登録
加盟先機関は、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容及び返済状況に関する情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間、取引事実に関する情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）登録します。
3. 個人情報の他会員への提供
加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員及び提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）の加盟会員に提供します。
加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。
4. 個人情報の利用
当社は、加盟先機関及び提携先機関に借主及び保証人の個人情報が登録されている場合には、本契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。
5. 開示等の手続き
借主及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。
6. 当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関
当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下の通りです。
(当社が加盟する信用情報機関) 株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp/>
(当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関)
全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

当社が契約する指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター（03-5739-3861）